

障保発第002241号

平成31年3月19日

熊本市人権啓発市民協議会 参加企業・団体 代表者 様

熊本市長 大西 一史

(障がい保健福祉課扱い)

障害者差別解消法にかかる周知啓発について (依頼)

日ごろから、本市障がい保健福祉行政につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律では、障害の国・都道府県・市町村などの行政機関や会社やお店などの民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることによって、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

本法律が施行され、約3年が経過しようとしておりますが、改めて法の趣旨、内容についてご理解をいただきたく、啓発リーフレットを配布させていただきます。障害のある方への障害を理由とする差別を解消し、合理的配慮の提供に努めていただきますようご理解ご協力のほどお願いいたします。

また、内閣府ホームページ (<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>) 「障害者差別解消法」で検索してください。において、合理的配慮の提供等事例集が紹介されております。障害種別や生活場面別に整理されたわかりやすい事例が数多く掲載されておりますので、ぜひ参考にしていただければ幸いです。

(お問い合わせ先)

障がい保健福祉課

担当：企画調整班 田上

電話：(096) 328-2519 (直通)

FAX：(096) 325-2358

E-mail：shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp